

応用物理学会学術講演会運営規程

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人応用物理学会（以下「本会」という）が主催する春季および秋季学術講演会（以下「講演会」という）の運営に関し必要な事項を定める。

(会期・会場)

第2条 講演会の開催時期および会場は講演会企画・運営委員会が決定し、理事会の承認を得ることとする。

(講演会の中止または大幅な変更)

第3条 天災等の緊急事態の発生による講演会の中止または大幅な変更は、正・副会長と講演会企画・運営担当正副理事が協議して決定し、講演会ホームページおよび本会ホームページにて参加者へ周知する。

- 2 プログラム確定後に天災等の緊急事態の発生により講演会が中止となった場合は、予稿集を作成し公知とすることで予稿集に掲載された研究内容は発表されたものとし、参加費は原則返金しない。

(参加費)

第4条 講演会に参加する者は参加費を納入しなければならない。

- 2 春季学術講演会においては、準会員には会員価格が適用される。
- 3 会長、副会長、講演会企画・運営担当正副理事は参加費を免除する。
- 4 名誉会員、功労会員は参加費を免除する。
- 5 非会員の招待講演者は参加費を免除する。
- 6 現地実行委員は参加費を免除する。
- 7 チュートリアル講師が、自身の講演のみ参加する場合は参加費を免除する。

(旅費)

第5条 チュートリアル講師、および講演会企画・運営委員会において旅費の支給が承認された非会員招待講演者には、別途定める「学術講演会招待講演者等旅費内規」に基づき、旅費を支給する。

- 2 会長、副会長、講演会企画・運営担当正副理事には本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(その他)

第6条 本規程にない事項は、講演会企画・運営担当正副理事の判断による。

(本規程の改正・廃止)

第7条 本規程の改正および廃止は講演会企画・運営委員会において行い、総務担当理事の承認

を経た後、理事会へ報告する。

附則 本規程は 2019 年 12 月 12 日から施行する。
2020 年 4 月 27 日 改正 総務担当理事承認
2023 年 4 月 25 日 改正 総務担当理事承認